

官報

號外 昭和十三年三月四日

第七十三回 貴族院議事速記録第十八號

帝國議會

昭和十三年三月三日(木曜日)午前十時十八分開議

議事日程 第十八號

昭和十三年三月三日

午前十時開議

第一 市街地建築物法中改正法律案

(政府提出) 第一讀會

第一 有價證券業取締法案(政府提出)

第一讀會

○議長(伯爵松平賴壽君) 報告ヲ致サセマス

〔丸龜書記官朗讀〕

昨二日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆議院ニ通知セリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 報告ヲ致サセマス

〔丸龜書記官朗讀〕

昨二日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆議院ニ通知セリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 報告ヲ致サセマス

〔丸龜書記官朗讀〕

同日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日之ヲ衆議院ニ送付セリ

商業組合法中改正法律案

同日本院ニ於テ採擇スルコトヲ議決シタル國道五號線中、山形縣最上郡内路線ノ改修促進ニ關スル請願外十七件ノ請願ハ各々意見書ヲ附シ即日之ヲ政府ニ送付セリ

主務大臣必要ト認ムルトキハ住居地域内ニ住居専用地區ヲ指定シ其ノ地區内

ニ於ケル住宅以外ノ建築物ノ建築ノ禁止又ハ制限ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第四條ニ左ノ一項ヲ加フ

主務大臣必要ト認ムルトキハ工業地域内ニ工業専用地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル工場、倉庫其ノ他ニニ準ズベキモノノ以外ノ建築物ノ建築ノ禁止又ハ

制限ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

〔國務大臣末次信正君演壇ニ登ル〕

第五條中「前三條」ヲ「第二條第一項、第三條及前條第一項」ニ改ム

第十一條ニ左ノ一項ヲ加フ

主務大臣必要ト認ムルトキハ高度地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル建築物ニ付高ノ最低限度若ハ最高限度ヲ定メ又

ハ空地地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル建築物ニ付高ノ最低限度若ハ最高限度ヲ定メ又

○國務大臣(末次信正君) 只今議題ト相成

リマシタ市街地建築物法中改正法律案ニ付

キマシテ、其ノ提案理由ノ概略ヲ説明致シマス、市街地建築物法ハ、施行以來相當實績ヲ收メテ來タノアリマスガ、時勢ノ推移ニ伴ヒ、現行法ニ於キマシテハ土地ノ利

用ヲ整正シ、建築物ノ用途ヲ統制スルニハ尙不十分ナル嫌ヒガアルノミナラズ、防空、

防火及保健衛生ノ見地ヨリ致シマシテモ、改正ノ要アリト認メラレマスノデ、茲ニ本

案ヲ提出シタ次第デアリマス、改正ノ主ナル點ヲ申上ゲマスレバ、現在ノ住居地域及

工業地域内ニソレバ、住居専用地區及工業專用地區ヲ設ケ得ルコトトシ、以テ一層

住居ノ安寧ノ保持及産業能率ノ増進ヲ圖ル

コトト致シタノデアリマス、又新タニ高度

地區及空地地區ノ制度ヲ設ケマシテ、土地

ノ經濟的利用及密住ノ禍害防止等ニ努メム

トスルモノデアリマス、尙建築物ノ構造、

設備又ハ敷地ニ關シマシテハ、現行法上ハ、

令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ道路ト看做ス

コトニナツテ居ルノデアリマスガ、更ニ防空

上モ之ヲ爲シ得ルコトニ改メ、又交通上、

會社及有價證券割賦販賣業者ノ營ムモ

ノハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ有價證券ノ種類ハ勅令ヲ以テ之

ヲ定ム

第二條 有價證券業ヲ營マントスル者ハ

命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ免許

ヲ受クベシ

第三條 前條ノ免許ノ年限ハ五年トス

第四條 第二條ノ免許ヲ受クル者ハ免許

料ヲ納ムベシ

前項ノ免許料ノ金額ハ勅令ヲ以テ之ヲ

定ム

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ第

二條ノ免許ヲ受クルコトヲ得ズ

一 破產者ニシテ復權ヲ得ザルモノ

二 禁錮以上ノ刑ニ處セラレ其ノ執行

ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ

至リタル後三年ヲ經過スルニ至ル迄

ノ者

三 取引所ノ會員又ハ取引員ニシテ除

名セラレ除名ノ日ヨリ三年ヲ經過セ

ザルモノ

四 第六條第二項又ハ第十四條ノ規定

ニ依リ免許ヲ取消サレ取消ノ日ヨリ

三年ヲ經過セザル者

五 營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ

有セザル未成年者又ハ禁錮者ニシ

テ其ノ法定代理人ガ前各號ノ一ニ該

當スルモノ

六 法人ニシテ其ノ業務ヲ執行スル役

員中第一號乃至第四號ノ一ニ該當ス

有價證券業取締法案

有價證券業取締法

第一條 本法ニ於テ有價證券業トハ取引

媒介ヲ爲ス營業ヲ謂フ但シ銀行、信託

ル者アルモノ

第六條 第二條ノ免許ヲ受ケタル者(有

價證券業者)前條第一號乃至第三號、

第五號又ハ第六號ニ該當スルニ至リタ

ルトキハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ

主務大臣ハ不正ノ手段ニ依リ第二條ノ

免許ヲ受ケタル者アルコトヲ發見シタ

ルトキハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ

第七條 有價證券業者ハ命令ノ定ムル所

ニ依リ營業保證金ヲ供託スベシ

前項ノ營業保證金ハ主務大臣ノ認許シ

タル有價證券ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ

得

第八條 有價證券業者トノ業務ニ關シ

取引ヲ爲シタル者ハ有價證券業者ガ其

ノ取引ニ關スル契約ニ違反シタル場合

ニ於テ其ノ違約ニ因ル債權ニ關シ前條

ノ營業保證金ニ付他ノ債權者ニ先チ辨

済ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第九條 有價證券業者ハ左ノ場合ニ於テ

ハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

一 商號ヲ變更セントスルトキ

二 支店其ノ他ノ營業所又ハ代理店ヲ

設置セントスルトキ

三 本店其ノ他ノ營業所ノ位置ヲ變更

セントスルトキ

第十條 有價證券業者ハ命令ノ定ムル所

ニ依リ營業ニ關スル帳簿ヲ備へ必要ナ

ル事項ヲ之ニ記載スベシ

第十一條 有價證券業者ハ命令ノ定ムル

所ニ依リ業務報告書ヲ作成シテ之ヲ主

務大臣ニ提出スベシ

第十二條 行政官廳必要アリト認ムルト

キハ有價證券業者ニ對シ其ノ業務若ハ

財產ニ關スル報告ヲ命ジ又ハ當該官吏

ヲシテ有價證券業者ノ營業所其ノ他ノ

場所ニ臨檢シ業務若ハ財產ノ狀況若ハ

帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムル

コトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ

示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第十三條 行政官廳ハ有價證券業者ノ業

務又ハ財產ノ狀況ニ依リ之ト取引ヲ爲

ス者ノ利益ヲ保護スル爲必要アリト認

ムルトキハ業務ヲ停止シ又ハ制限シ、

財產ノ供託ヲ命ジ其ノ他必要ナル命令

ヲ爲スコトヲ得

第十四條 有價證券業者左ノ各號ノ一ニ

該當スルトキハ主務大臣ハ第二條ノ免

許ヲ取消シ又ハ業務ヲ停止シ若ハ制限

スルコトヲ得

一 業務ニ關シ詐偽ノ行爲ヲ以テ他人

ヨリ金錢若ハ有價證券ノ交付ヲ受ケ

タルトキ又ハ業務ニ關シ他人ニ交付

スベキ金錢若ハ有價證券ヲ不正ニ領

得シタルトキ

二 業務ニ關シ差金ノ授受ヲ目的トス

ル行爲ヲ爲シタルトキ

三 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又

ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ公

益ヲ害スベキ行爲ヲ爲シタルトキ

第十五條 第二條ノ規定ニ違反シ免許ヲ

受ケズシテ有價證券業ヲ營ミタル者ハ

一年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十六條 有價證券業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第九條ノ規定ニ依リ認可ヲ受クベキ事項ヲ認可ヲ受ケズシテ爲シタルトキ

二 第十條ノ規定ニ依ル帳簿ヲ備ヘズ又ハ之ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキ

三 第十一條ノ規定ニ依ル業務報告書ノ提出ヲ爲サズ又ハ之ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキ

四 第十二條ノ規定ニ係ル當該官吏ノ臨検ズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタルトキ又ハ同條ノ規定ニ係ル當該官吏ノ臨検査ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタルトキ

五 第十三條又ハ第十四條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタルトキ

第十七條 法人又ハ人ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ズ

第十八條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ適用スペキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役ノ刑ニ處スルコトヲ得ズ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ有價證券業ヲ營ム者又ハ其ノ營業ヲ相續ニ因リテ承繼シタル者

ハ本法施行ノ日ヨリ六月ヲ限リ第二條ノ規定ニ拘ラズ其ノ事業ヲ營ムコトヲ得

前項ノ者前項ノ期間内ニ第二條ノ免許ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請ニ對スル免許又ハ不免許ノ處分ノ日迄亦前項ニ同ジ

ハ同條ノ規定ニ係ル當該官吏ノ臨検査ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタルトキ

五 第十三條又ハ第十四條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタルトキ

第十七條 法人又ハ人ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ズ

第十八條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ適用スペキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ取締役其ノ他法人ノ業

務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

ノ中ニハ資力信用乏シク致シマシテ、動モスレバ不正行為或ハ犯罪行為ヲ爲ス者モ少

カラザル状態トナシテ居ルノデゴザイマス、

ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ

限ニ在ラズ

ノ中ニハ資力信用乏シク致シマシテ、動モスレバ不正行為或ハ犯罪行為ヲ爲ス者モ少

カラザル状態トナシテ居ルノデゴザイマス、

ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ

限ニ在ラズ

ノ中ニハ資力信用乏シク致シマシテ、動モスレバ不正行為或ハ犯罪行為ヲ爲ス者モ少

カラザル状態トナシテ居ルノデゴザイマス、

ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ

限ニ在ラズ

ノ中ニハ資力信用乏シク致シマシテ、動モスレバ不正行為或ハ犯罪行為ヲ爲ス者モ少

カラザル状態トナシテ居ルノデゴザイマス、

ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ

限ニ在ラズ

ノ中ニハ資力信用乏シク致シマシテ、動モスレバ不正行為或ハ犯罪行為ヲ爲ス者モ少

カラザル状態トナシテ居ルノデゴザイマス、

ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ

限ニ在ラズ

ノ中ニハ資力信用乏シク致シマシテ、動モスレバ不正行為或ハ犯罪行為ヲ爲ス者モ少

カラザル状態トナシテ居ルノデゴザイマス、

ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ

限ニ在ラズ

ノ中ニハ資力信用乏シク致シマシテ、動モスレバ不正行為或ハ犯罪行為ヲ爲ス者モ少

カラザル状態トナシテ居ルノデゴザイマス、

ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ

限ニ在ラズ

ノ中ニハ資力信用乏シク致シマシテ、動モスレバ不正行為或ハ犯罪行為ヲ爲ス者モ少

カラザル状態トナシテ居ルノデゴザイマス、

ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ

限ニ在ラズ

ノ中ニハ資力信用乏シク致シマシテ、動モスレバ不正行為或ハ犯罪行為ヲ爲ス者モ少

カラザル状態トナシテ居ルノデゴザイマス、

ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ

限ニ在ラズ

ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ

限ニ在ラズ

ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ

限ニ在ラズ

ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ

限ニ在ラズ

